

社会福祉法人いずみ会 評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いずみ会の評議員の報酬等について定めるものである。

(評議員会への出席)

第2条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員の報酬)

第3条 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第4条 評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(評議員退任)

第5条 評議員は退任時に10,000円/年の報酬を受けるとする。

(改正)

第6条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年3月17日から施行する。

この規程は、平成20年5月21日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
評議員会出席報酬等	10,000円 但し、辞退を妨げない。	2 km以下 1,000円 2 ~ 10 km 3,000円 10 ~ 30 km 5,000円 30 km超 7,000円

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
評議員業務報酬等	10,000円	別表 1 に同じ

別表 3

旅 費	報酬 1 日	宿泊費	その他
別表 1 の実費 弁償費に同じ	10 km未満 10,000円 10 km以上 20,000円	20,000円 報酬は10,000 円とする	実 費

